

公園名
小瀬スポーツ公園

募集に関する質問

1, 防災公園工事において、陸上競技場周辺2カ所に井戸ポンプが設置されました。
公園施設一覧に記載されていませんが、指定管理者の管理から除かれるということでしょうか。
仮に、範囲に入る場合、いつから指定管理者の管理になりますか。
また、保守点検等は必要なのか。必要であれば、設置機器の概要及び県が推奨する保守項目を示していただきたい。

2, 期間中、現在のネーミングライツの期間が終了しますが、何年度に更新があるのでしょうか。
その際、指定管理者の負担となる項目があれば示していただきたい。
またその経費は、指定管理料に見込んでよいのでしょうか。

回答

1について

平成26年4月1日より指定管理の管理に含まれます。
井戸ポンプに係る保守点検は以下の項目を推奨します。

- ・ろ材点検(年1回)・ポンプ設備点検(年4回)・水位計点検(年4回)
- ・薬注ポンプ設備点検清掃(年4回)・薬注ポンプ消耗部品交換(年1回)
- ・制御盤設備(年4回)・貯水槽清掃・点検(年1回)・ストレーナー清掃(必要に応じて)

2について

更新は平成28年2月29日以降となりますが、更新されるか未定です。
更新に伴う指定管理者の負担はありません。